

広島県告示第九百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十三年一月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次高野線	庄原市口和町竹地谷字柄松山三〇七番三地先から庄原市高野町下門田字火室一四二番九地先まで	平成二十二年十二月二〇日